

No. 46

制 度 名	中山間地域等直接支払交付金	主管課名	農地整備課 農村環境農道 G																																													
		問合せ先	029-301-4259																																													
目的・趣旨	農業生産条件の不利な中山間地域において、耕作放棄の発生防止と多面的機能を確保・発揮するための農業生産活動等に対し支援する。																																															
〔対象団体〕 中山間地域 17 市町（常陸太田市、常陸大宮市、大子町、日立市、高萩市、北茨城市、笠間市、城里町、潮来市、行方市、かすみがうら市、稲敷市、河内町、利根町、桜川市、古河市、坂東市）で農業者の組織する団体等 〔対象事業〕 1 市町村推進事業 市町村が行う推進活動、確認事務等に要する経費に対する補助 2 中山間地域等直接支払交付金 急傾斜等条件不利な農地を対象に、集落協定または個別協定に基づき、5 年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して交付金を支払う。 〔補助要件等〕 山村振興法、過疎法、特定農山村法、棚田地域振興法に基づく指定地域並びに知事特認地域 〔対象経費〕 （対象事業 1）対象事業の実施に要する経費 （対象事業 2）下表の交付単価により、交付対象農用地面積に応じて交付 〔補助限度額等〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>基礎単価（交付単価の 8 割）</th><th>交付単価（体制整備単価）</th><th>加算措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">集落協定等に基づき農業生産活動等を継続するための活動を 5 年以上継続して行う</td><td>同左の要件のほか、集落全体の将来像、課題及び対策について、協定参加者で話し合いを行いながら集落戦略を作成する (10a 当たり交付金単価)</td><td rowspan="7">棚田地域振興活動加算、超急傾斜農地保全管理加算、ネットワーク化加算、スマート農業加算 要件や地目に応じて、10a あたり 5,000 円～14,000 円を加算</td></tr> <tr> <td>急傾斜田（勾配 1/20 以上）</td><td>21 千円</td></tr> <tr> <td>急傾斜畑（傾斜 15 度以上）</td><td>11.5 千円</td></tr> <tr> <td>緩傾斜田（勾配 1/100 以上）</td><td>8 千円</td></tr> <tr> <td>小区画不整形田</td><td>8 千円</td></tr> <tr> <td>緩傾斜畑（傾斜 8 度以上）</td><td>3.5 千円</td></tr> <tr> <td>急傾斜採草放牧地</td><td>1 千円</td></tr> </tbody> </table> 〔経費負担割合〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>国</th><th>県</th><th>市町村</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市町村推進事業</td><td>1/1</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>2 直接支払交付金</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>法指定地域</td><td>1/2</td><td>1/4</td><td>1/4</td><td>—</td></tr> <tr> <td>知事特認地域</td><td>1/3</td><td>1/3</td><td>1/3</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> 〔令和 7 年度当初予算額〕 40,195 千円 〔令和 7 年度補助対象団体〕 87 団体（予定） 〔備考〕						基礎単価（交付単価の 8 割）	交付単価（体制整備単価）	加算措置	集落協定等に基づき農業生産活動等を継続するための活動を 5 年以上継続して行う	同左の要件のほか、集落全体の将来像、課題及び対策について、協定参加者で話し合いを行いながら集落戦略を作成する (10a 当たり交付金単価)	棚田地域振興活動加算、超急傾斜農地保全管理加算、ネットワーク化加算、スマート農業加算 要件や地目に応じて、10a あたり 5,000 円～14,000 円を加算	急傾斜田（勾配 1/20 以上）	21 千円	急傾斜畑（傾斜 15 度以上）	11.5 千円	緩傾斜田（勾配 1/100 以上）	8 千円	小区画不整形田	8 千円	緩傾斜畑（傾斜 8 度以上）	3.5 千円	急傾斜採草放牧地	1 千円	区 分	国	県	市町村	その他	1 市町村推進事業	1/1	—	—	—	2 直接支払交付金					法指定地域	1/2	1/4	1/4	—	知事特認地域	1/3	1/3	1/3	—
基礎単価（交付単価の 8 割）	交付単価（体制整備単価）	加算措置																																														
集落協定等に基づき農業生産活動等を継続するための活動を 5 年以上継続して行う	同左の要件のほか、集落全体の将来像、課題及び対策について、協定参加者で話し合いを行いながら集落戦略を作成する (10a 当たり交付金単価)	棚田地域振興活動加算、超急傾斜農地保全管理加算、ネットワーク化加算、スマート農業加算 要件や地目に応じて、10a あたり 5,000 円～14,000 円を加算																																														
	急傾斜田（勾配 1/20 以上）		21 千円																																													
	急傾斜畑（傾斜 15 度以上）		11.5 千円																																													
	緩傾斜田（勾配 1/100 以上）		8 千円																																													
	小区画不整形田		8 千円																																													
	緩傾斜畑（傾斜 8 度以上）		3.5 千円																																													
	急傾斜採草放牧地		1 千円																																													
区 分	国	県	市町村	その他																																												
1 市町村推進事業	1/1	—	—	—																																												
2 直接支払交付金																																																
法指定地域	1/2	1/4	1/4	—																																												
知事特認地域	1/3	1/3	1/3	—																																												